

職場意識改善計画

仕事と生活の調和がとれるよう、職場意識の改善に取り組んでいます。
 当社、「株式会社 島田製作所」の職場意識改善計画書は以下の通りです。

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目) 職場内に話し合いの場として「労働時間等設定改善委員会」を設ける。また、委員の任期や委員会の運営等について、必要な事項を盛り込んだ規程を策定する。</p> <p>-----</p> <p>(2年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会において、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得しやすい環境整備、業務改善など様々な議題を扱うこととし、年4回程度を目標として定期的に開催する。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目) 事業場内の職場意識を改善するため、従業員からの労働時間等に係る個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任するなどにより、受付体制を整備する。また、従業員に対して受付体制や担当者について周知を図る。</p> <p>-----</p> <p>(2年度目) 1年度目の労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望の状況を踏まえ、より受付しやすい体制の整備を検討・整備する。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目) 従業員に対して、職場意識改善計画の周知を図る為、見やすい場所へ掲示する。</p> <p>-----</p> <p>(2年度目) 従業員への周知として、職場意識改善計画のポイントや取組事例をまとめたパンフを作成し、見やすい場所へ掲示するなどして、一層の周知を図る。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目) 職場意識改善の必要性について、主に管理者に対して、職場意識改善の為の研修会を最低1回開催し、意識啓発を図る。</p> <p>-----</p> <p>(2年度目) 前年度の研修結果を踏まえ、外部講師を招き研修会を最低1回開催することにより、管理職及び従業員への更なる意識改善を図る。</p>

3 労働時間等の設定の改善のための措置

<p>①年次有給休暇の取得促進のための措置</p>	<p>(1年度目) 個人別の年次有給休暇管理簿等を作成するなどして、年次有給休暇の取得を促進する。また、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討し、1年度目は制度の導入に必要となる就業規則の変更や労使協定の締結など所要の手続きを行う。</p> <p>-----</p> <p>(2年度目) 計画的付与制度の職場への周知を進めるとともに、取得が進んでいない従業員に対して注意喚起を行い、年次有給休暇の取得促進を図る。</p>
<p>②所定外労働削減のための措置</p>	<p>(1年度目) 所定外労働を削減する具体的な取組として、既に実施している毎週水曜日のノー残業デーの周知徹底を図る。</p> <p>-----</p> <p>(2年度目) 所定外労働を前提とした業務体制から、これを前提としない業務体制へと改善していくために、①計画的に効率よくメリハリをつけて仕事を進めること②安易に残業しない・させないという意識改革を進めることに取り組む。</p>
<p>③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定</p>	<p>(1年度目) 現在の業務の実態を把握し、従業員の要望を踏まえた上で、新たな変形労働時間制の導入や見直しなど、労働者の多様な事情等に対応した労働時間制度の検討を行う。</p> <p>-----</p> <p>(2年度目) 1年度目に検討し導入した変形労働時間制について、実績を踏まえ、同制度が適切に活用されているかの検証を行い、必要な修正を行う。</p>